

地域障害児支援体制中核拠点としての取組の実施状況について(令和7年度)

法人名	社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会
事業所名	稲沢市児童発達支援センター
住所	稲沢市奥田神ノ木町11番地
連絡先	0587-22-5787
メールアドレス	himawari@inazawa-shakyo.or.jp
問い合わせ担当者	白幡 ますみ

1. 基本要件

項番	確認事項	実施状況
1	<p>○ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① (自立支援)協議会(こどもの専門部会含む)又はこれに準ずる会議等に参画している場合。</p> <p>② (自立支援)協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障害福祉・障害児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的に情報共有等を目的とした会議を開催している場合。</p> <p>③ 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</p>	<p>該当</p> <p>・稲沢市地域自立支援協議会のこども部会に部会長として参画しています。</p> <p>・稲沢市地域自立支援協議会の通所支援事業所連絡会にオブザーバーとして参加し、市内事業所に向けた研修会にも参画しています。</p>
2	<p>○ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 指定放課後等デイサービスの指定を有している場合。</p> <p>② 同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</p> <p>③ 保育所等訪問支援の指定を有している。又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行うことが可能である場合。</p> <p>④ 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、上記3の内容を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</p> <p>⑤ 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</p>	<p>該当</p> <p>・保育所等訪問支援事業の指定を受け、学齢児への支援も実施しています。</p> <p>・地域の保育関係者が学べる場として、年長児を対象にした「遊んで学ぶ会ベース」を実施したり、「発達支援を考える勉強会」を実施しています。</p> <p>・言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士と毎月カンファレンスを実施しています。</p> <p>・家族支援として親グループにて事例検討や情報交換を毎週金曜日に実施しています。ペアトレも実施しています。</p>
3	<p>○ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している場合</p> <p>② 定期的に、地域の障害児通所支援事業所を参集して、情報共有の場を設けている場合</p> <p>③ 地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている実績がある場合。</p> <p>④ 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</p>	<p>該当</p> <p>・市内の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等を対象に、地域の課題の抽出をしたり、対応など困っている指導者のために訪問を行い、一緒に考える機会を設けています。</p> <p>・保育園等と並行通園をしている利用児については、対応などを見学していただいたり、話合いの機会を設ける等、通園先と連携を図るようにしています。</p>
4	<p>○ インクルージョンの推進体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 保育所等訪問支援の指定を有している場合。</p> <p>② 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</p> <p>③ 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</p>	<p>・保育所等訪問支援事業の指定を受け、実施しています(再掲)。保育園や幼稚園、小学校等11施設へ訪問しました。</p> <p>・児童発達支援事業においては、2歳児～年長児の並行通園の利用を増やすことができました。</p>
5	<p>○ 入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか。</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 障害児相談支援の指定を有している場合。</p> <p>② 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。</p> <p>③ 市町村から委託相談を受託している場合。</p> <p>④ 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制があること。この場合には、事前に市町村と協議・調整を行うこと。</p> <p>⑤ 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</p>	<p>該当</p> <p>・サポートセンターひまわりにて、指定特定、指定障害児相談支援事業の指定を受け、相談支援を実施しています。</p> <p>・当センターの専門職(臨床心理士、保育士)が発達支援の入口としての相談を実施しています。</p> <p>・保健センターが実施する健診後の事後教室(あおぞら教室)や、子育て相談室なのはなが実施する親子支援教室にここにも職員が参加し、発達に遅れ等があるお子さんを早期に発見し、スムーズに療育に通う事ができるよう連携を図っています。</p>
6	<p>○ 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組の状況を年に1回以上公表しているか。 ※ 令和6年度終了後の公表を想定しているため、令和6年度中は未実施可</p> <p>以下に該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に定める取組の状況について年に1回以上公表している場合。この場合、市町村や他の加算対象事業所との連携により、共同で作成したものでも差し支えない。</p>	<p>該当</p> <p>・この様式にて公表させていただいています。</p>
7	<p>○ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けているか。 ※ 令和6年度中は、今後実施予定であることでも差し支えない</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合。</p> <p>② 運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を行っている場合。</p>	<p>該当</p> <p>・稲沢市子育て支援課職員に同席していただき、中核機能を含む当センターの取組みについて報告し、自己評価を実施しました。</p>
8	<p>○ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、年に1回以上研修を実施しているか。 ※ 令和6年度中は、今後策定する予定であることでも差し支えない</p> <p>以下に該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <p>① 全従業者を対象とした研修計画を策定し、計画的に支援の質に関する研修を実施している場合 ※ 基準において実施が義務付けられている、虐待防止に関する研修及び虐待防止に関する研修等の実施のみの場合は不可。</p>	<p>該当</p> <p>・障害児療育支援事業や多職種連携会議等で現場職員への直接支援等に関する研修を実施するほか、外部の研修にも参加しています。</p>

2. 体制要件

	確認事項	チェック欄
イ	主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者を配置できる体制があること。	該当
	<p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置(常勤専任による配置)できる場合(下記イとは異なる者を配置すること)。 ※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p>	障害児通所支援、障害児相談支援にて5年以上従事した経験のある保育士を常勤専任にて配置しています。
ロ	主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者を配置できる体制があること。	非該当
	<p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置(常勤専任による配置)できる場合(上記イとは異なる者を配置すること)。 ※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p>	
ハ	多職種連携のチームアプローチにより、専門的な支援を提供できる体制があること。	非該当
	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置すること。ただし、当該配置にあたっては、以下の点に留意すること。 ・ 保育士及び児童指導員については、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者を配置する必要があること。なお、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。 ・ 基準人員、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算により加配した人員、上記イ及びロの人員でも可能とする。 ・ 配置すべき者に係る職種のうち2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可能であること(例:同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用等により2職種を有する者(理学療法士・作業療法士1名ずつ)を自事業所に勤務させる体制を確保する等)。 ・ 同一者が複数の職種を有している場合には、2職種までに限り評価を可能とする。</p>	

3. 適合する要件(算定可能な加算)

加算名称	要件	チェック欄
中核機能強化加算Ⅰ	1. 基本要件において全てが「該当」 + 2. 体制要件のイ+ロ+ハの全てが「該当」になる場合	
中核機能強化加算Ⅱ	1. 基本要件において全てが「該当」 + 2. 体制要件においてⅡがイ+ロが「該当」になる場合	
中核機能強化加算Ⅲ	1. 基本要件において全てが「該当」 + 2. 体制要件においてⅠがイ又はロが「該当」になる場合	○

4. 開始日

開始日
2025年7月1日